

新潟市自動車臨時運行許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第34条第2項、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第20条及び新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）第2条の規定に基づき、自動車の臨時運行許可に関し必要な事項を定める。

(許可申請)

第2条 臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車両ごとに次に掲げる書類を必ず提示し、臨時運行許可申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の原本
- (2) 許可を受けようとする自動車の車名、形状、車台番号及び同一性が確認できる書類

(提示書類)

第3条 前条第2号の書類とは、次のいずれかのものとする。

- (1) 自動車検査証（限定自動車検査証）
- (2) 製作証明書
- (3) 譲渡証明書
- (4) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
- (5) 自動車通関証明書
- (6) 完成検査終了証
- (7) 登録事項等証明書
- (8) 自動車予備検査証
- (9) 排ガス検査修了証
- (10) 輸入車特別取扱自動車届出済証
- (11) 自動車検査証返納証明書
- (12) 車台番号の拓本
- (13) その他、自動車の同一性を確認できる書類

2 区長は、許可申請にあたり、必要と認めるときは、申請者に対して、その者の住所、氏名など申請内容について確認できる資料（自動車運転免許証等）及び運行の目的、その他の申請内容について確認できる資料の提示を求めること

ができる。

(申請日)

第4条 第2条に規定する許可の申請は、当該自動車の運行を開始しようとする日（以下「運行開始日」という。）にしなければならない。ただし、運行開始日が、新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条に定める休日（以下「休日」という。）の場合、及び早朝からの使用等当日の申請では間に合わない場合は、前日（前日が休日の場合は、直前の開庁日）に申請をすることができる。なお、区長が事前申請について正当な理由があると認めるときは、運行の開始日の前々日以前に申請をすることができる。

(許可基準)

第5条 臨時運行の許可は、次の各号に適合するものについて行う。

- (1) 許可を受けようとする自動車の種別が法第58条及び規則第35条の2の検査対象外軽自動車及び特殊自動車でないこと。
- (2) 許可を受けようとする自動車が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める制限を越える場合は、保安上支障がないことについて地方運輸局長の認定を受けていること。
- (3) 運行の目的が次のいずれかに該当すること。
 - ア 新規登録・検査をするとき
 - イ 継続検査をするとき
 - ウ 自動車登録番号標を紛失又は毀損した場合において、新たにその取付けをするとき（再封印）
 - エ 自動車を製造、販売又は陸送を業とする者が、販売又は引渡しをするとき
 - オ 自動車検査証の有効期間が満了した自動車を整備するために、整備工場に運ぶとき
 - カ 試運転を行おうとするとき
 - キ その他、区長が必要と認める場合
- (4) 運行の経路が前号の目的を達成するために適切であると認められること。
- (5) 運行の期間が真に必要な最少日数であると認められること。
- (6) 同一の自動車について継続して許可の申請があったときは、前に受けた許可の有効期間内に運行の目的を達成することができなかったことについて正当な理由があると認められること。
- (7) 新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）別表に定める手数料を納めていること。

(許可の有効期間)

第6条 区長は、臨時運行の許可を、有効期間を付して行う。

2 前項の有効期間は、次の表に定める日数を限度として、運行の目的を達するために真に必要な最少の日数とする。ただし、緩行車を長距離輸送するなど特別な事情があると認められる場合に限り、区長は、その限度を超えて許可を行うことができる。

| 最大貸与日数 | 目的地 |
|--------|--------------------|
| 3日以内 | 新潟県，東北地方，関東地方，中部地方 |
| 4日以内 | 上下記以外の場所 |
| 5日以内 | 北海道，九州地方，四国地方 |

(許可証・番号標の交付)

第7条 区長は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）に対し、規則第25条に定める臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、同条に定める臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与しなければならない。

(返納期限)

第8条 許可を受けた者は、前条の許可証及び番号標を、第6条の許可の有効期間が満了した日から5日以内に区長に返納しなければならない。ただし、5日目にあたる日が休日に該当するときは、翌開庁日に返納ができるものとする。

(督促等)

第9条 許可を受けた者が前条の返納期限までに許可証及び番号標を返納しない場合は、区長は、許可証及び番号標を返納するよう、許可を受けた者に対し督促しなければならない。

(許可証の紛失)

第10条 許可を受けた者が許可証を紛失したときは、許可を受けた者は、自動車臨時運許可証紛失届を区長に提出しなければならない。

(番号標の紛失)

第11条 許可を受けた者が番号標を紛失したときは、許可を受けた者は、自動車臨時運行許可番号標紛失届（以下「紛失届」という。）を区長に提出しなければならない。番号標2枚（1組）のうち1枚を紛失したときも同様とする。

(番号標の弁償)

第 12 条 区長は、許可を受けた者が番号標を紛失又は本人の責により汚損・毀損させた場合は、速やかに弁償を請求し、番号標作製実費相当額を弁償させるものとする。

(失効報告)

第 13 条 区長は、紛失届の提出があったとき又は許可を受けた者の所在不明等で番号標を回収することができなかつたときは、当該番号標の失効を告示するとともに、その旨を北陸信越運輸局新潟運輸支局（以下「運輸支局」という）及び所轄の警察署（以下「警察署」という）に通知しなければならない。

(番号標の管理)

第 14 条 区長は、番号標を自動車臨時運行許可番号標管理簿（以下「管理簿」という。）により管理し、常に保有組数を明確にしなければならない。

2 区長は、紛失届が提出された場合は、当該番号標を管理簿から抹消する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。